

青森市斎場整備運営等事業 運営業務委託契約書（案） 新旧対照表

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	新	旧
1	3	第5条	1	1		業務遂行	第5条 SPCは、本契約の締結以降、本契約及び基本契約に基づき、要求水準書等及び事業提案書の定めるところに従い、第23条第1項に従って着工前検査を実施することにより事業用地の現状の確認を行うとともに、維持管理・運営開始日までに、建設事業者をして設計・建設工事請負契約の定めるところに従って必要となる資材及び消耗品等を調達せしめて新斎場及び現斎場並びに浪岡斎園での稼働に向けた準備を完了させ、要求水準書等及び事業提案書に定める各日より、 <u>指定管理者として新斎場及び現斎場並びに浪岡斎園の維持管理・運営を開始するものとする。</u>	第5条 SPCは、本契約の締結以降、本契約及び基本契約に基づき、要求水準書等及び事業提案書の定めるところに従い、第23条第1項に従って着工前検査を実施することにより事業用地の現状の確認を行うとともに、維持管理・運営開始日までに、建設事業者をして設計・建設工事請負契約の定めるところに従って必要となる資材及び消耗品等を調達せしめて新斎場及び現斎場並びに浪岡斎園での稼働に向けた準備を完了させ、要求水準書等及び事業提案書に定める各日より新斎場及び現斎場並びに浪岡斎園の維持管理・運営を開始するものとする。
2	4	第5条	2			指定管理者による管理等	<u>第5条の2 市は、青森市斎場条例（平成17年4月1日条例第212号）の定めるところにより、新斎場及び現斎場並びに浪岡斎園の管理に関する業務をSPCに行わせる。</u>	新規
3	4	第5条	3			指定管理者の指定の取消し及び管理業務の停止等	<p><u>第5条の3 市は、SPCが地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項に規定する場合に該当するときは、SPCを新斎場及び現斎場並びに浪岡斎園の指定管理者とする指定（以下「本指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じることができる。</u></p> <p><u>2 前項により本指定が取り消されたときは、SPCは、本業務の全部を行ってはならない。また、SPCが同項により期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、当該期間中、SPCは、停止を命じられた業務に対応する範囲で本業務を行ってはならない。</u></p> <p><u>3 前項によりSPCが履行できない本契約上のSPCの業務については、市が自ら又は第三者に委託して行うことができる。この場合、SPCは、業務を停止するにあたり、業務の引継ぎ等（管理に必要なデータ等の引渡しを含む。）について市の指示に従わなければならない。</u></p> <p><u>4 SPCは、前項により市が本契約上のSPCの業務を実施した場合、市が当該業務の実施に要した費用を市に支払わなければならない。</u></p> <p><u>5 SPCが、第2項により本契約に基づく業務の全部又は一部を実施しない場合、市は、サービス購入料のうち、SPCが実施しない部分に相当する金額を減額して支払うものとする。</u></p> <p><u>6 前四項の規定は、市が第19条に基づきサービス購入料を減額又は支払停止し、又は市に第4項の費用に相当する金額以上の損害が生じたときに、これをSPCに請求することを妨げるものではない。</u></p>	新規